

## 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 報告第 1 号 株式会社生田原振興公社の経営状況について
- 日程第 5 報告第 2 号 令和 3 年度遠軽町一般会計繰越明許費について
- 日程第 6 報告第 3 号 令和 3 年度遠軽町一般会計事故繰越しについて
- 日程第 7 報告第 4 号 令和 3 年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越について
- 日程第 8 議案第 1 号 表彰について
- 日程第 9 議案第 2 号 瀬戸瀬西町外 5 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 10 議案第 3 号 遠軽町公共施設等総合管理計画の変更について
- 日程第 11 議案第 4 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 12 議案第 5 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第 13 議案第 6 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第 14 議案第 7 号 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 8 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 16 議案第 9 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 17 議案第 10 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 18 議案第 11 号 令和 4 年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 一般質問
- 日程第 20 議案第 12 号 令和 4 年度遠軽町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 21 意見案第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第 22 意見案第 2 号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第 23 意見案第 3 号 北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書
- 日程第 24 意見案第 4 号 令和 4 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

## 令和4年第4回

### 遠軽町議会定例会会議録（第1号）

令和4年6月16日（木）午前10時00分開会

#### ◎本日の会議に付議した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明  
日程第 4 報告第 1号 株式会社生田原振興公社の経営状況について  
日程第 5 報告第 2号 令和3年度遠軽町一般会計繰越明許費について  
日程第 6 報告第 3号 令和3年度遠軽町一般会計事故繰越しについて  
日程第 7 報告第 4号 令和3年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越について  
日程第 8 議案第 1号 表彰について  
日程第 9 議案第 2号 瀬戸瀬西町外5辺地に係る総合整備計画の変更について  
日程第10 議案第 3号 遠軽町公共施設等総合管理計画の変更について  
日程第11 議案第 4号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について  
日程第12 議案第 5号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について  
日程第13 議案第 6号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について  
日程第14 議案第 7号 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について  
日程第15 議案第 8号 工事請負契約の締結について  
日程第16 議案第 9号 工事請負契約の締結について  
日程第17 議案第10号 工事請負契約の締結について  
日程第18 議案第11号 令和4年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）

#### ◎出席議員（16名）

議長	16番	杉本 信一 君	15番	竹中 裕志 君
	1番	白幡 隆一 君	2番	秋元 直樹 君
	3番	黒坂 貴行 君	4番	阿部 君枝 君
	5番	渡部 正騎 君	6番	戸松 恵子 君
	7番	山本 悟 君	8番	佐藤 昇 君

9番	佐藤登君	10番	山谷敬二君
11番	前島英樹君	12番	佐藤和徳君
13番	渡辺清夏君	14番	今村則康君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	河原英男君
代表監査委員	村瀬光明君		

◎説明員

副町長	舟木淳次君	総務部長	鈴木浩君
民生部長	堀嶋英俊君	経済部長	澤口浩幸君
経済部技監	内野清一君	総務課長	堂前政好君
情報管財課長	吉岡秀利君	企画課長	中原誉君
財政課長	今井昌幸君	滞納対策室参事	二瓶雄介君
保健福祉課長	岩井誠志君	住民生活課長	古賀伸次君
子育て支援課長	太田貴幸君	農政林務課長	広瀬淳次君
商工観光課長	長原裕一君	建設課長	井上隆広君
水道課長	大川寿雄君	生田原総合支所長	今泉郁夫君
生田原総合支所参事	大泉勝義君	丸瀬布総合支所長	加藤政勝君
丸瀬布総合支所参事	倉内健一君	白滝総合支所長	村上裕和君
会計管理者	奥山隆男君	教育部長	佐藤祐治君
総務課長	西聡君	社会教育課長	水野徹君
図書館長	阿部文明君	監査委員事務局長	成中克也君
選挙管理委員会事務局長	堂前政好君	農業委員会事務局長	広瀬淳次君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	小野寺正彦君	事務局参事	成中克也君
事務局係長	田中郁美君		

---

◎開会宣告

○議長（杉本信一君） 本日をもって招集されました令和4年第4回遠軽町議会定例会を開会します。

---

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

◎諸般報告

○議長（杉本信一君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（小野寺正彦君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和3年度及び令和4年度例月出納検査の結果、令和3年度教育委員会点検・評価報告書、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので、御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第19までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で、報告を終わります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、黒坂議員、前島議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（杉本信一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

秋元議会運営委員長。

○議会運営委員長（秋元直樹君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和4年第4回遠軽町議会定例会の会期につきましては、6月13日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から6月20日までの5日間と決定いたしました。

なお、6月18日、19日の2日間は休日のため、休会といたします。

追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、6月17日午後5時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉本信一君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月20日までの5日間に行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月20日までの5日間とすることに決定しました。

---

### ◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（杉本信一君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和4年第4回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中、御参集いただき厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和4年第2回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症に関する影響についてであります。オミクロン株の流行による第6波と言われる感染者数は、道内をはじめ全国的に減少傾向が見られるものの、依然として高い水準で推移していることから、警戒感を持った感染拡大防止のための行動が必要となっています。

本町につきましては、道の発表によると5月15日からの1週間の感染者数が80人と高い数値を示し、また一部の小・中学校等においては学級閉鎖等を余儀なくされる状況となりましたが、町民の皆様の感染対策と、保健所をはじめ医療従事者等の皆様の御尽力により現在は減少傾向となっております。

道におきましては、さらに新規感染者数を減少させ、医療への負荷を着実に抑えていくため、「普段から」、「飲食では」、「感染に不安を感じる時は」における三つの行動の実践とワクチン接種の検討を引き続き呼びかけております。

国や道が発表する新型コロナウイルス感染症に関連する正確な情報に基づき、医療崩壊を招かないためにも一人一人が慎重に行動し、遠軽厚生病院をはじめとする医療機関等を支えていただきますようお願い申し上げます。

町といたしましては、感染拡大の影響により地域経済をはじめ、町民の皆様の生活に大きな影響を受けておりますことから、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、引き続き地域経済の回復や感染症対策に取り組んでまいります。

次に、本町のコロナワクチン接種率についてであります。6月6日現在、全対象者1万8,685人に対する1回目の接種率が83.0%、2回目の接種率が82.0%、3回目の接種率が68.1%となっており、65歳以上の高齢者については、対象者数7,257人に対する1回目の接種率が92.1%、2回目の接種率が91.7%、3回目の接種率が87.3%と接種が進んでおります。

今後も若年層の方々を含めた3回目のワクチン接種を推進するとともに、60歳以上の方及び18歳以上の基礎疾患を有する方などを対象に、重症化予防を目的とした4回目のワクチン接種を7月から実施することとし、接種券の送付を、3回目接種から5か月を経過した60以上の方に6月下旬から順次、基礎疾患を有する方等には接種対象者からの事前申請により郵送いたします。

次に、要望関係についてであります。5月27日に網走市において、高規格道路旭川・紋別自動車道建設促進期成会として網走開発建設部に対し、早期の整備促進について要望を行ってまいりました。また、5月28日は北見市において、オホーツク圏活性化期成会として田畑総務副大臣に対し、管内の懸案事項について要望を行ってまいりました。

今後におきましても、地域課題解決のため、根気強く機会を捉えて要望してまいります。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第2号令和3年度遠軽町一般会計繰越明許費については、令和3年度遠軽町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第3号令和3年度遠軽町一般会計事故繰越しについては、令和3年度遠軽町一般会計予算の歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第4号令和3年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越については、令和3年度遠軽町下水道事業会計予算の支出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について議会の議決を求めるものです。

議案第2号瀬戸瀬西町外5辺地に係る総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第3号遠軽町公共施設等総合管理計画の変更については、遠軽町議会基本条例第11条第10号の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第4号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第5号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について及び議案第6号北海道市町村総合事務組合理約の変更については、各組合に新たに一部事務組合が加入することに伴い、各組合理約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第7号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正については、制限措置の対象となる行政サービス等を整備するものです。

議案第8号から議案第10号までの工事請負契約の締結については、令和4・5年度公共駐車場等整備工事、令和4年度東小学校長寿命化改修工事（建築主体）及び令和4年度やまなみ団地公営住宅建設工事（4号棟）（建築主体）について、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第11号令和4年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入については、国庫支出金、寄附金、繰入金等を補正し、寄附金については、寄附者の御意志に沿いまして目的の基金に積立をするものです。

歳出については、遠軽高等学校下宿整備事業補助金、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費、学校図書購入費、学校給食食材購入費、芸術文化交流プラザ地中熱ヒートポンプ運転データ分析業務委託料等を計上したところです。

以上が、本議会に提案いたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

---

#### ◎日程第4 報告第1号

○議長（杉本信一君） 日程第4 報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大泉生田原総合支所参事。

○生田原総合支所参事（大泉勝義君） 株式会社生田原振興公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、御報告いたします。

別紙1が、第31期令和3年度事業報告書、別紙2が、第32期令和4年度事業計画書でございます。

それでは、第31期令和3年度事業報告から御説明いたします。別紙1を御参照願います。

事業期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までです。

1 ページ目をお開き願います。

1、事業全般の状況については、記載のとおりですのでお目通し願います。

1 ページ中段から、振興公社の運営状況でございます。

ノースキング入浴利用者であります。年間利用実績といたしましては4万7,756人となり、前年と比べまして4,571人の増加となっております。

宿泊者であります。年間利用実績といたしまして7,238人となり、前年と比べまして638人の増加となっております。

続きまして、2 ページ上段、レストラン利用者であります。新型コロナウイルス感染症の影響で団体イベント、宴会等のキャンセルが相次ぎ、年間利用実績が2万8,197人となり、前年と比較いたしましては544人の減少となりました。

次に、ちゃちゃワールドの入館利用者の状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、二度にわたる臨時休業をするなどの甚大な影響を受けました。年間利用実績は8,644人となり、前年と比較いたしまして433人の減少となりました。

売店売上等であります。年間売上げは1,930万円となり、前年と比較して359万円の減額となっております。

一般管理費につきましては、経費削減に努めましたが合計1億8,837万円となり、前年と比較して990万円の増額となっております。準売上高は1億9,458万円、経常利益はマイナス212万円となり、増収増益となっております。

3 ページ上段の年間集客数は、レストランを含めたホテルノースキングが8万3,191人、ちゃちゃワールドが8,644人、両施設合わせて9万1,835人の集客となっております。

3 ページ中段から役員会等、2、会社の概要、株式の状況を記載しております。

4 ページは、取締役、監査役の名簿、従業員の状況。

5 ページは、株主名簿です。

6 ページは、宿泊者、入浴者、レストランの利用者の実績及びちゃちゃワールドの入館実績ですので、お目通し願います。

次に、7 ページ目をお開き願います。貸借対照表です。資産の部の流動資産については、現金及び預金から貯蔵品まで合わせまして4,553万6,627円、固定資産は有形固定資産の建物から器具備品まで合わせまして112万2,507円、無形固定資産は電話加入権で22万6,408円、投資等は出資金の1万円で、資産合計は4,689万5,542円であります。

次に、負債の部ですが、流動負債は買掛金から納税引当金まで合わせまして1,529万8,333円です。固定負債は、長期借入金1,649万3,000円で、負債合計は3,179万1,333円であります。

次に、純資産の部であります。株主資本につきましては資本金3,000万円、利益剰余金の利益準備金が170万円、繰越利益剰余金がマイナス1,659万5,791円で



すので、純資産合計は1,510万4,209円です。負債純資産の合計は、資産合計の同額の4,689万5,542円であります。

8ページ目を御覧願います。8ページ目から9ページは、損益計算書です。純売上高、売上は、1億9,458万3,669円です。

売上原価は、期主棚卸高に仕入を加え、期末棚卸高を差し引いた額3,398万6,025円で、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は1億6,059万7,644円であります。

次に、販売費及び一般管理費ですが、職員給与手当から9ページの雑費まで、合わせて1億8,837万2,344円で、売上総利益からこの金額を差し引いた営業利益はマイナス2,777万4,700円であります。

営業外収入は、受取利息から雑収入まで合わせまして2,565万8,211円となっております。

経常利益は、マイナス211万6,489円で、税引前当期純利益も同額であり、法人税等充当額20万6,000円を加えました当期純利益はマイナス232万2,489円であります。

次に、10ページを御覧願います。株主資本等変動計算書について御説明いたします。

資本金の当期主残高は3,000万円、利益準備金170万円につきましては、変動ありませんので、当期末残高と同額であります。

その他利益剰余金の繰越利益剰余金は、当期主残高マイナス1,427万3,302円、当期純損益がマイナス232万2,489円でありますので、当期末残高はマイナス1,659万5,791円となります。

以上により、株主資本合計は1,510万4,209円となり、純資産合計も同額であります。

次に、11ページを御覧願います。

監査報告につきましては、記載のとおりですので、お目通し願います。

続きまして、別紙2を御参照願います。

第32期令和4年度事業計画書について御説明いたします。

事業期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までであります。

1ページ目をお開き願います。

株式会社生田原振興公社の事業方針であります。ノースキングにつきましては、指定管理者協定書に基づき、利用促進とサービスの向上に努める。ちゃちゃワールドにつきましては、本年度も管理業務の一部を受託し販売促進に努める。また、観光協会等の団体と協力し、地場製品の販売促進に努めるとしております。

以下、事業方針につきましては、記載のとおりでありまして、詳しい内容は省略させていただきますのでお目通し願います。

3ページ目をお開き願います。令和4年度の収支計画書について御説明いたします。

まず、収入についてでありませんが、売上は入浴売上から受取委託料まで2億904万円が見込まれております。

今年度は、新型コロナウイルスの影響を受けていることから、前年実績の103%から110%として計画されております。

営業外収益は、雑収入で782万円を見込み、収入合計2億1,686万円を見込む計画となっております。

4ページ目を御覧願います。

次に、支出についてでありませんが、仕入れは3,215万円、販売費及び一般管理費は職員給与手当から旅費交通費までの人件費計が7,954万円、水道光熱費から減価償却費まで維持物件費計が8,884万円となっております。

5ページ目をお開き願います。

交際費から手数料までの諸費計が1,736万円を見込み、販売費及び一般管理費計は1億8,574万円であります。営業外費用はゼロ円、利益見込額はマイナス103万円、支出合計が収入合計と同額の2億1,686万円を見込む計画となっております。

以上で、株式会社生田原振興公社の経営状況についての説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

9番佐藤登議員。

○9番（佐藤 登君） 事業報告書の4ページについてお伺いいたします。

従業員の状況が前年費に対して正社員が9人から11人の増、女性が6人から5人の減、臨時社員が男性4人から3人の減、女性が前年3人から5人の増、トータルで男性がR2年より1人増の、女性も同じく1人増となっておりますが、コロナ禍で微妙に売上等は上がっておりますが、このような状況の中で従業員を、正社員を主に増加した理由についてお伺いいたします。

次、2点目ですけれども、8ページの損益計算書の中の売上の詳細について、昨年同様、入浴から受取委託料についての金額、11項目についての数字の明細、もしくは書類で提出をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 大泉生田原総合支所参事。

○生田原総合支所参事（大泉勝義君） それでは、佐藤議員の御質問について分かる範囲でお答えをしたいと思います。

事業報告書4ページの人件費、従業員の状況でございますが、私のほうで聞いている範囲内では、従業員は今24名ということで経営努力をされていることと、今現在、この人数で推移をしているということまでしか聞いておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、2番目の8ページ部分の売上でございますけれども、数字を述べさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

1億9,458万3,669円の内訳でございますが、入浴売上として2,236万5,301円、共通の入浴として7万7,820円になっております。宿泊売上については4,153万4,642円、部屋利用売上については78万7,434円、ランドリー売上ですけれども9万1,300円、レストラン売上につきましては4,974万8,506円、売店売上、これはノースキングのほうでございますが650万8,706円、ちゃちゃワールドでございますけれども485万3,416円、施設利用売上でございますが、ノースキングとして129万4,026円、施設利用売上、ちゃちゃワールドでございますけれども5万1,053円見込んでおります。

それから、タオル売上ですけれども59万3,900円、木工房（材料）売上が29万6,360円、テナント収入12万円、その他売上794万2,505円、受託委託料、ノースキングでございますけれども3,987万5,000円、受託委託料、ちゃちゃワールドでございますが1,844万3,700円、合計で1億9,458万3,669円でございます。以上で報告いたします。

○議長（杉本信一君） 休憩いたします。

午前10時29分 休憩

---

午前10時31分 再開

○議長（杉本信一君） 休憩前に引き続き、再開します。

大泉生田原総合支所参事。

○生田原総合支所参事（大泉勝義君） 生田原振興公社のほうにお伝えをしておきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉本信一君） 9番佐藤議員。

○9番（佐藤 登君） 後ほど対応して報告していただけるということで解釈してよろしいですか。

○議長（杉本信一君） 大泉生田原総合支所参事。

○生田原総合支所参事（大泉勝義君） 佐藤議員の御質問について、振興公社のほうにお伝えしておくということです。

以上です。

○議長（杉本信一君） 9番佐藤議員。

○9番（佐藤 登君） それと、売上明細について、昨年度は書類できちんと添付していたのですけれども、書類のほうで提出お願いしたいのですけれども、その辺についていかがでしょうか。

○議長（杉本信一君） 澤口経済部長。

○経済部長（澤口浩幸君） この書類ですけれども、今回、公社の総会に私、出席してまいりましたけれども、総会ではこのような形で報告されておりますので、書類の添付はございませんでしたので、そのように御理解願います。

○議長（杉本信一君） 9番佐藤議員。

○9番（佐藤 登君） 昨年度はきちんと書類で説明していたのですけれども、もしそれができないというならば、後で公社のほうからその書類について今、口頭で数字は述べられておりましたけれども、その書類について提出をお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉本信一君） 澤口経済部長。

○経済部長（澤口浩幸君） 昨年につきましては、公社の総会の中で添付をされていたので、それを報告したということでございますけれども、今年度につきましては添付はされておりましたので、今日の報告につきましては公社の総会について報告をしているということで御理解いただくようお願いいたします。

○議長（杉本信一君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況についてを終わります。

---

#### ◎日程第5 報告第2号

○議長（杉本信一君） 日程第5 報告第2号令和3年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 報告第2号令和3年度遠軽町一般会計繰越明許費について説明いたします。

令和3年度遠軽町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製して報告するものです。

次のページをお開き願います。

令和3年度遠軽町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、1,092万2,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては未収入特定財源は国道支出金1,092万2,000円です。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業につきましては、1,607万9,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては未収入特定財源は国道支出金1,607万9,000円です。

3項戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳システム改修事業につきましては、206万8,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては未収入特定財源は国道

支出金206万8,000円です。

3款民生費2項児童福祉費、子育て世帯等臨時特別支援事業につきましては、300万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては未収入特定財源は国道支出金300万円です。保育士等処遇改善臨時特例事業につきましては、480万2,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては未収入特定財源は国道支出金480万2,000円です。

4款衛生費1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては5,033万5,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては未収入特定財源は国道支出金5,033万5,000円です。

6款農林水産業費1項農業費、畑地帯総合整備事業につきましては、2,768万7,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては未収入特定財源は地方債2,720万円、一般財源は48万7,000円です。営農飲雑用水整備事業につきましては2,100万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては未収入特定財源は国道支出金1,144万円、地方債940万円、一般財源は16万円です。

7款商工費1項商工費、ロックバレースキー場電気設備改修事業につきましては、3,000万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては未収入特定財源は地方債3,000万円です。

8款土木費2項道路橋梁費、道路橋梁維持事業につきましては、1,400万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては未収入特定財源は国道支出金369万6,000円、地方債490万円、一般財源は540万4,000円です。

次のページをお開き願います。

10款教育費2項小学校費、小学校感染症対策等支援事業につきましては、765万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては未収入特定財源は国道支出金765万円です。

3項中学校費、中学校感染症対策等支援事業につきましては、630万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては未収入特定財源は国道支出金630万円です。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第2号令和3年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを終わります。

---

#### ◎日程第6 報告第3号

○議長（杉本信一君） 日程第6 報告第3号令和3年度遠軽町一般会計事故繰越しについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○**財政課長（今井昌幸君）** 報告第3号令和3年度遠軽町一般会計事故繰越しについて説明いたします。

令和3年度遠軽町一般会計予算の歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製して報告するものです。

次のページをお開き願います。

令和3年度遠軽町一般会計事故繰越し繰越計算書について説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、高度無線環境整備推進事業4億3,884万1,000円につきましては、令和2年度からNTT東日本による民設民営方式で町内の未整備地域における光ファイバー網の整備を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により光ケーブルの資材調達が困難な状況となり、年度内に事業を完了することができなくなったため翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては既収入特定財源は2億6,830万円、未収入特定財源は国道支出金1億7,053万6,000円、一般財源は5,000円です。

以上で、説明を終わります。

○**議長（杉本信一君）** これより、質疑を行います。

5番渡部議員。

○**5番（渡部正騎君）** この事故繰越しについて御質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響による資材調達が困難ということで、次年度に繰り越したということでしたけれども、実際に今年度いつ頃、完成する予定なのか。常任委員会で説明があったかもしれないですけども、現状の状況も踏まえてお答えいただければと思います。

○**議長（杉本信一君）** 今井財政課長。

○**財政課長（今井昌幸君）** この工事のサービス開始予定としまして、今年の7月20日を予定しているということでNTTから報告を受けております。

○**議長（杉本信一君）** ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（杉本信一君）** 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第3号令和3年度遠軽町一般会計事故繰越しについてを終わります。

---

#### ◎日程第7 報告第4号

○**議長（杉本信一君）** 日程第7 報告第4号令和3年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越しについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 報告第4号令和3年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越について御説明いたします。

令和3年度遠軽町下水道事業会計予算の支出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製して報告するものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

令和3年度遠軽町下水道事業会計予算繰越計算書であります。

1款資本的支出1項建設改良費、処理場整備事業の翌年度繰越額627万円は、遠軽下水処理センターにおいて、処理場の機器が故障し早期に設備更新工事を行う必要があったが、その製作に期間を要し年度内の事業完了が困難であるため、工事の予算を翌年度に繰り越したものであります。

なお、財源内訳につきましては、企業債が620万円、損益勘定留保資金が7万円です。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第4号令和3年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越についてを終わります。

---

#### ◎日程第8 議案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第8 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

1、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当する社会功労としまして、ふるさと振興資金として100万円の御寄附を頂きました札幌市清田区美しが丘3条1丁目8番7号、佐藤孝之様であります。

2、遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当する社会功労としまして、奨学資金貸付資金として300万円、バストス市交流資金として100万円、学校給食食材購入資金として

200万円、合わせて600万円の御寄附を頂きました遠軽町南町3丁目1番地、株式会社渡辺組様、観光振興資金として300万円の御寄附をいただきました遠軽町大通南1丁目1番地15、遠軽信用金庫様、まち・ひと・しごと創生推進事業資金として100万円の御寄附をいただきました湧別町開盛41番地、遠軽舗道株式会社様、まちづくり振興資金として100万円の御寄附をいただきました、東京都港区赤坂1丁目14番5号、Japan Gold株式会社様であります。

以上、5件の社会功勞につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく提案するものであります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第9 議案第2号

○議長（杉本信一君） 日程第9 議案第2号瀬戸瀬西町外5辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

中原企画課長。

○企画課長（中原 誉君） 議案第2号瀬戸瀬西町外5辺地に係る総合整備計画の変更について御説明いたします。

本案は、瀬戸瀬西町外5辺地に係る総合整備計画の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページの別紙につきましては、変更後の総合整備計画書となっております。

現行の計画からの変更点につきましては、次のページ、参考資料、新旧対照表により説明をいたします。

今回の変更点につきましては、「2、公共的施設の整備を必要とする事情」の3点目に、「道路」を加え、遠軽町橋梁長寿命化計画の策定に伴う橋梁の点検に基づき、計画的に橋梁の整備を行い、橋梁の長寿命化、また交通の安全を図るため「瀬戸瀬湯の里間道路瀬戸瀬跨道橋長寿命化事業、橋長39.2メートル」を追加し、次に「公共的施設の整備



計画」、次ページをお開きください。表の3段目に施設名、「道路（瀬戸瀬湯の里間道路瀬戸瀬跨道橋長寿命化事業）」、事業主体名「遠軽町」、事業費「1,730万円」、財源内訳の特定財源「1,038万円」、一般財源に「692万円」、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額「690万円」を追加しております。事業費の合計額についても、それぞれ追加分を加算して変更いたします。

今回、辺地総合整備計画を変更することによりまして、当該事業に対し辺地対策事業債を充当することが可能となります。

なお、事業費につきましては、事業費や辺地対策事業債の額につきましては、予定額であり、確定額でないことを御理解願います。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号瀬戸瀬西町外5辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第10 議案第3号

○議長（杉本信一君） 日程第10 議案第3号遠軽町公共施設等総合管理計画の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第3号遠軽町公共施設等総合管理計画の変更について説明いたします。

遠軽町議会基本条例第11条第10号の規定により、遠軽町公共施設等総合管理計画を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものです。

本町におきましては、公共施設に求められる安全性や機能性を確保しつつ、現役世代と次世代の負担の平準化を図るため、平成28年1月に遠軽町公共施設等総合管理計画を策定したところですが、国の方針や施設ごとの長寿命化対策等に係る具体的な対応方針を不個別施設計画の内容を反映した公共施設等総合管理計画の見直しを図るよう、国からの要請を受け計画の全面的な改定を行うものであります。

それでは、計画書の1ページをお開き願います。

第1章、公共施設等総合管理計画の概要としまして、総合管理計画策定の背景や目的のほか、国のインフラ長寿命化基本計画等との関連、2ページには、遠軽町総合計画をはじめとする各種計画との関連について記載しています。

3ページの本計画の対象となる公共施設としまして、公共施設（建築物）とインフラ施設を対象としています。

4ページの計画期間としまして、平成28年度から令和17年度までの20年間としています。

5ページの第2章、公共施設を取り巻く環境としまして、将来人口の現状と予測のほか、6ページ、7ページには本町の財政状況として歳入歳出の状況を記載しています。

8ページから10ページまでは、公共施設（建築物）の状況として、公共施設の所有状況、建築経過年数、減価償却率の状況などを記載しています。

11ページから30ページまでは、資産分類別に個別施設の取得年度、経過年数などの状況を表にして記載しています。

31ページには、建築物系施設の建築年度別の状況を記載しており、旧耐震基準である昭和56年以前に建築された建物が39%を占めていることを明らかにしています。

32ページから36ページまでは、インフラ施設の状況を分析しています。

37ページの第3章、本町施設更新の基本方針としまして、本町の公共施設等の課題として、公共施設等の修繕・更新等、人口減少・少子高齢化社会、逼迫する財政状況の課題を挙げ、それらの課題に対応するための基本的な考え方として点検・診断等の実施方針のほか、ユニバーサルデザイン化や脱炭素化の推進方針について40ページまで記載しています。

41ページの第4章、施設類型ごとの管理に関する基本方針と財政効果としまして、公共施設（建築物）の管理に関する基本方針を示すとともに、施設分類別の管理方針や過疎計画などから引用した具体的な事業内容を47ページまでに記載しています。

48ページから57ページまでは、公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画などによる対応方針を反映した場合の財政効果を記載しています。

58ページの第5章、公共施設マネジメントの実行体制としまして、推進体制や情報の共有、町民等との協働について記載しています。

59ページには、PDCAサイクルの確立として進捗管理を記載しています。

以上、簡単ですが、遠軽町公共施設等総合管理計画の変更について説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽町公共施設等総合管理計画の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

---

午前11時08分 再開

○議長(杉本信一君) 休憩前に引き続き、再開します。

---

### ◎日程第11 議案第4号から日程第13 議案第6号

○議長(杉本信一君) 日程第11 議案第4号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、日程第12 議案第5号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、日程第13 議案第6号北海道市町村総合事務組合理約の変更について、以上3件は関連がありますので、一括として議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長(堂前政好君) 議案第4号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について御説明いたします。

北海道市町村職員退職手当組合に、上川中部福祉事務組合が加入することに伴い、規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約であります。変更の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表、上川管内の項中、「富良野広域連合」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。

前のページ、別紙に戻っていただきまして、附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による、総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

次に、議案第5号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について御説明いたします。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合に、上川中部福祉事務組合が加入することに伴い、規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約であります。

変更の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

別表第1中、「とちろ広域消防事務組合」の次に、「上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。

前のページ、別紙に戻っていただきまして、附則としまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による、総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

次に、議案第6号北海道市町村総合事務組合同規約の変更について御説明いたします。

北海道市町村総合事務組合に、上川中部福祉事務組合が加入することに伴い規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約であります。

変更の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

別表第1、上川総合振興局の項中、「30」を「31」に改め、「上川広域滞納整理機構」の次に、「上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。

次に、別表第2、9の項中、「上川広域滞納整理機構」の次に、「上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。

前のページ、別紙に戻っていただきまして、附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものであります。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、一括上程しました議案3件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第4号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第6号の質疑を終わります。

以上で、議案3件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案3件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第4号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第7号

○議長(杉本信一君) 日程第14 議案第7号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

二瓶滞納対策室参事。

○滞納対策室参事(二瓶雄介君) 議案第7号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、制限措置の対象となる行政サービス等を整理するため、本条例を定めるものがあります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、次のページ、遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例新旧対照表をお開き願います。

別表第2の改正となり、補助金の項に掲げる行政サービス等の名称の欄の「移住者空き

店舗活用支援事業補助に関すること。」を削り、「空き店舗等活用支援事業に関すること。」の後に、「林業・木材産業体力アップ事業に関すること。」を加え、同表助成金の項中、「家賃支援事業に関すること。」を削るものであります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第15 議案第8号

○議長（杉本信一君） 日程第15 議案第8号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第8号工事請負契約の締結について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和4・5年度公共駐車場等整備工事であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は2億8,050万円でありませぬ。

契約の相手方は、渡辺・日新特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町南町3丁目1番地、株式会社渡辺組、代表取締役、渡辺勇喜。構成員、遠軽町2条通北4丁目1番地9、日新工業株式会社、代表取締役、遠藤利秀であります。

この工事につきましては、6月6日、株式会社菅野組外5者により指名競争入札を行い、渡辺・日新特定建設工事共同企業体が2億8,050万円で落札をしております、

入札の状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表、1番に記載をしておりますので御参照願います。

なお、渡辺・日新特定建設工事共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。工

期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、令和5年8月30日の完成を予定しております。

以上で、説明終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第16 議案第9号

○議長（杉本信一君） 日程第16 議案第9号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第9号工事請負契約の締結について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和4年度東小学校長寿命化改修工事（建築主体）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は1億3,299万円であります。

契約の相手方は、遠軽町南町3丁目4番地39、株式会社丸尾建設、代表取締役、丸尾国弘であります。

この工事につきましては、6月6日、株式会社管野組外6者により、指名競争入札を行いまして、株式会社丸尾建設が1億3,299万円で落札をしております。

入札の状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表2番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、株式会社丸尾建設とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、令和5年2月28日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第17 議案第10号

○議長(杉本信一君) 日程第17 議案第10号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長(吉岡秀利君) 議案第10号工事請負契約の締結について、説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和4年度やまなみ団地公営住宅建設工事(4号棟)(建築主体)であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約の金額は8,734万円であります。

契約の相手方は、遠軽町丸瀬布東町98番地、株式会社管野組、代表取締役社長、管野浩太郎であります。

この工事につきましては、6月6日、株式会社渡辺組外7者により指名競争入札を行いまして、株式会社管野組が8,734万円で落札をしております。

入札の状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表、4番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、株式会社管野組とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、11月30日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号工事請負契約の締結についてを採決いたします。



本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

説明員入替のため、暫時休憩します。

午前11時23分 休憩

---

午前11時24分 再開

○議長(杉本信一君) 休憩前に引き続き、再開します。

---

### ◎日程第18 議案第11号

○議長(杉本信一君) 日程第18 議案第11号令和4年度遠軽町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長(今井昌幸君) 議案第11号令和4年度遠軽町一般会計補正予算(第2号)について説明いたします。

令和4年度遠軽町一般会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,134万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を171億4,981万1,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に5,418万1,000円を追加し、総額を13億1,789万6,000円とするものです。

18款寄附金につきましては、1項寄附金に480万円を追加し、総額を1億2,080万2,000円とするものです。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金に8,074万7,000円を追加し、総額を10億9,050万円とするものです。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に2,161万4,000円を追加し、総額を2億2,161万4,000円とするものです。これにより、歳入合計169億8,846万9,000円に、1億6,134万2,000円を追加し、総合を171億4,981万1,000円とするものです。

次のページをお開き願います。

2、歳出について説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に1億5,556万6,000円を追加し、

総額を3億371万1,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に300万円を追加、2項小学校費に16万1,000円を追加、3項中学校費に13万9,000円を追加、4項学校給食費に200万円を追加、5項社会教育費に47万6,000円を追加し、総額を14億5,410万4,000円とするものです。これにより、歳出合計169億8,846万9,000円に1億6,134万2,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の171億4,981万1,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。8ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費6目企画費、企画一般経費8,500万円につきましては、遠軽高等学校の学級数を維持するため、学区外からの生徒数を確保しているところですが、民間の下宿が不足する状況にあることから、民間の下宿を補う新たな下宿整備に対する補助金を計上するものです。

15目基金運営費、基金運営事業2,241万5,000円につきましては、指定寄付金15件、1,111万6,000円、ふるさと納税寄附金2,029件、1,129万9,000円により、まちづくり振興基金積立金を追加するものです。

16目新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策事業4,815万1,000円につきましては、感染症対策に係る経費を計上するものです。消耗品費48万円は、濃厚接触者となった町民等が一定期間、公共施設に待機し、感染拡大防止を図るためPCR検査キット、アルコール消毒液、使い捨て容器、スプーン等の購入に必要な経費を計上するものです。手数料1万2,000円は、自宅療養者に対する生活支援として食料及び日用品の配達に必要な経費を計上するものです。道の駅遠軽森のオホーツク予約管理システム等作成業務委託料243万3,000円は、道の駅遠軽森のオホーツクにおいて、接触機会の低減を図るため予約システムの導入に必要な経費を計上するものです。公共施設等環境改善工事764万5,000円は、キララン清里のトイレ及び安国活性化センターのトイレを洋式化するための工事に必要な経費を計上するものです。備品購入費1,891万6,000円は、本庁舎、議会及び各総合支所に設置するAI体温検知カメラ5台を購入する経費として38万4,000円、本庁舎及び芸術文化交流プラザに設置するテレビ会議システム2台分を購入する経費として231万円、虹の広場管理棟の利用者の感染拡大防止を図るため券売機、AI体温検知カメラ、二酸化炭素濃度測定器各2台を購入する経費として689万9,000円、道の駅遠軽森のオホーツクにおいて、密の解消や接触機会の低減を図るためセルフレジシステム4機、冷凍自販機1台、液冷式冷凍庫1台を購入する経費として840万4,000円、生田原、丸瀬布、白滝の各歯科診療所に設置するAI体温検知カメラ3台を購入する経費として23万1,000円、白滝歯科診療所に設置するスリッパ殺菌ディスペンサーを購入する経費として25万9,000円、遠軽、生田原、丸瀬布の図書館、図書室に設置するAI体温検知カメラ3台を購入

する経費として23万1,000円、丸瀬布昆虫生体館に設置するAI体温検知カメラ1台を購入する経費として7万7,000円、議会委員会等のオンライン会議を可能とする通信環境を整備するため、無線用アクセスポイント等機器を購入する経費として12万1,000円をそれぞれ計上するものです。企業進出促進事業補助金500万円は、遠軽町への移住者及び進出企業がオフィス等を設置した場合、250万円を上限として2件分の補助金を計上するものです。特定店舗支援金1,350万円は、感染症の影響が長期に及び経済的に大きな影響を受けている事業者の事業継続を支援するため、まん延防止等重点措置期間中に道の協力支援金対象外となっていた飲食店事業者を対象に1店舗当たり27万円を支給するもので、50店舗分の支援金を計上するものです。地域イベント費用補助金16万5,000円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止によるまるせつぶ藤まつりの一部イベント中止に伴い発生したキャンセル料相当額として、実行委員会への補助金を計上するものです。

10ページをお開き願います。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、奨学資金貸付事業300万円につきましては、指定寄附により奨学資金貸付基金繰出金を計上するものです。

12ページをお開き願います。

2項小学校費2目教育振興費、小学校備品購入事業16万1,000円につきましては、学校図書購入資金として令和4年3月に受けた指定寄付金を基金から繰り入れし、計上するものです。

14ページをお開き願います。

3項中学校費2目教育振興費、中学校備品購入事業13万9,000円につきましては、学校図書購入資金として令和4年3月に受けた指定寄付金を基金から繰り入れし、計上するものです。

16ページをお開き願います。

4項学校給食費1目小中学校給食費、学校給食管理事業200万円につきましては、学校給食食材購入資金として令和4年3月に受けた指定寄付金を基金から繰り入れし、計上するものです。

18ページをお開き願います。

5項社会教育費1目社会教育総務費につきましては、財源の振替です。

3目公民館費、公民館管理運営事業47万6,000円につきましては、芸術文化交流プラザ建設工事において、環境省から補助を受けて整備した地中熱ヒートポンプの運転データ分析結果を環境省に報告するため、データ分析に係る委託料を計上するものです。

次に、2、歳入について説明します。6ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金5,418万1,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,083万1,000円、デジタル田園都市国家構想推進交付金335万円の追加です。

18款寄附金1項寄附金2目指定寄付金380万円につきましては、まちづくり振興資金として3件、110万円、生涯学習振興資金として1件、20万円、防犯カメラ設置資金として1件、250万円の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金100万円につきましては、芸術文化交流プラザ開館記念事業資金として1件、100万円の企業版ふるさと納税寄附金をいただいたものです。

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、8,044万7,000円の追加です。

3目まちづくり振興基金繰入金230万円につきましては、学校図書購入資金分30万円、学校給食食材購入資金分200万円の追加です。

4目まち・ひと・しごと創生基金繰入金につきましては、デジタル田園都市国家構想推進交付金の決定により200万円を減額するものです。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金2,161万4,000円につきましては、前年度の繰越金の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、8ページ、9ページ。

5番渡部議員。

○5番（渡部正騎君） 9ページの企画一般経費の遠軽高等学校下宿整備事業補助金について質問させていただきます。

委員会でもこちら説明があったので内容は理解していますが、この特定財源について御質問させていただきます。

こちらは国庫支出金603万円、割当てっておりますけれども、内容を見ると一部、歳入の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が当たっているように見えますけれども、これを割当てた理由。

もう1点、委員会で説明があったときには寄附金も活用すると、そのような説明もあったと思うのですがけれども、こちらを見ると寄附金は当たっていないように見えるのですが、その辺についての御回答をいただければと思います。

○議長（杉本信一君） 今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） この特定財源の国庫支出金603万円と、その他200万円の減額と記載しております。

これに関しては、財源の振替を行うものでございまして、当初予算において企画費に計上しておりました地方創生テレワーク推進協議会補助金670万円に充当する財源として、まち・ひと・しごと創生基金に繰り入れしておりましたテレワーク推進事業に使用するためいただいた企業版ふるさと納税200万円を充当する予定でございましたけれど

も、先ほど歳入で説明いたしました、デジタル田園都市国家構想推進交付金ということで335万円が国から決定を受けております。さらに、その335万円の8割分なのですが、新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金で268万円が措置されておりますので、合計で603万円を地方創生テレワーク推進協議会の補助金に充当するという形にしております。

また、その企業版ふるさと納税200万円については減額をするということで考えておりますので、直接的に遠軽高校の補助金に対する充当ではなく、企画費全体の中での財源の振替だと御理解いただきたいと思います。

それから企業版ふるさと納税で1,000万円の申し出をいただいております、それはまだ入っておりませんので、今後の補正の中で対応させていただきたいと思います。

○議長（杉本信一君） そのほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

10款教育費、10ページから19ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

15款国庫支出金、6ページ、7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 18款寄附金、6ページ、7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 19款繰入金、6ページ、7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 20款繰越金、6ページ、7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第11号の質疑を終わります。

これより、議案第11号令和4年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会宣告

○議長（杉本信一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

午前11時42分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 本 信 一  
署 名 議 員 黒 坂 貴 行  
署 名 議 員 前 島 英 樹